

【経審】業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）  
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1○」…1点（実務経験5年）  
 「1※」…1点（実務経験3年） 「1○」…1点（実務経験5年）は、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合に技術職員として認められます。

コード		建設業の種類																																	
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
005	令第28条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士	5	5			5	5									5																		
	11F	1級建設機械施工管理技士補																																	
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2			2	2									2																		
	21G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																	
	113	1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5		5	1※		1※		1※		1※	5		1※	5			
	11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※	1※		1※	1※		1※		1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	214	2級土木施工管理技士	2	2			1○	2	2	2	1○			1○	2	2	1○	2	2		1○	1○		1○		1○		1○	2		1○	2			
	21J	2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	215	2級土木施工管理技士					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	21K	2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	216	2級土木施工管理技士					1○	2	2	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	21L	2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5		5	5	5	5	5	1※	5		5	1※	1※	1※	5				
	12C	1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	221				2	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	222	2級建築施工管理技士			2	1○	2	2	1○	1○				2	2	2	2		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	223				2	2	1○	1○	2	2				2		1○		2	2	2	2	2	1○	2		2	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	22D	2級建築施工管理技士補			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	127	1級電気工事施工管理技士										5												1※											
	12E	1級電気工事施工管理技士補																						1※											
	228	2級電気工事施工管理技士										2												1○											
	22F	2級電気工事施工管理技士補																						1○											
	129	1級管工事施工管理技士											5											1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	12G	1級管工事施工管理技士補																						1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	230	2級管工事施工管理技士											2											1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	23A	2級管工事施工管理技士補																						1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
	131	1級電気通信工事施工管理技士																									5								
	13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																	
	232	2級電気通信工事施工管理技士																									2								
	23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																	
133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※	1※		1※	1※		1※	1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	1※		
13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※	1※		1※	1※		1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※		
234	2級造園施工管理技士					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○		1○		2	1○	1○	1○	1○	1○	1○		
23E	2級造園施工管理技士補					1○	1○	1○	1○	1○			1○		1○	1○	1○		1○	1○		1○	1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○		
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		

【経審】業種別技術職員コード表

コード	建設業の種類	建設業の種類																																
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建築士法	137 1級建築士			5	5				5			5	5	5									5											
	238 2級建築士			2	2				2			2											2											
	239 木造建築士				2																													
技術士法	141 建設・総合技術監理（建設）	5	5				5	5		5						5	5										5						5	
	142 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5				5	5		5			5	5		5	5										5						5	
	143 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5				5	5																										
	144 電気電子・総合技術監理（電気電子）									5																5								
	145 機械・総合技術監理（機械）																							5										
	146 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5													5										
	147 上下水道・総合技術監理（上下水道）										5																						5	
	148 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										5																						5	
	149 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5				5	5										5																
	150 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																											5						
	151 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5				5	5																				5						
	152 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																							
	153 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										5																						5	
	154 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										5																					5	5	
電気工事士法	155 第1種電気工事士									2																								
	256 第2種電気工事士 【3年】									1																								
電気事業法	258 電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】									1																								
電気通信事業法	259 電気通信主任技術者 【5年】																										1							
	235 工事担任者 【3年】																										1							
水道法	265 給水装置工事主任技術者 【1年】										1																							
消防法	168 甲種 消防設備士																																2	
	169 乙種 消防設備士																																2	

【経審】業種別技術職員コード表

コード	業種別	建設業の種類																																			
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
171	建築大工（1級）				2																																
271	建築大工（2級）				1																																
164	型枠施工（1級）				2	2	2																														
264	型枠施工（2級）				1	1	1																														
172	左官（1級）				2																																
272	左官（2級）				1																																
157	とび・とび工（1級）					2	2																												2		
257	とび・とび工（2級）					1	1																													1	
173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																													
273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																													
166	ウェルポイント施工（1級）						2	2																													
266	ウェルポイント施工（2級）						1	1																													
174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）											2																									
274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）											1																									
175	給排水衛生設備配管（1級）											2																									
275	給排水衛生設備配管（2級）											1																									
176	配管・配管工（1級）											2																									
276	配管・配管工（2級）											1																									
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2	2									2																	
270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1	1									1																	
177	タイル張り・タイル張り工（1級）												2																								
277	タイル張り・タイル張り工（2級）												1																								
178	築炉・築炉工・れんが積み（1級）												2																								
278	築炉・築炉工・れんが積み（2級）												1																								
179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）							2				2																									
279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）							1				1																									
180	石工・石材施工・石積み（1級）												2																								
280	石工・石材施工・石積み（2級）												1																								
181	鉄工・製錬 <small>（せいれん）</small> （1級）												2	2																							
281	鉄工・製錬 <small>（せいれん）</small> （2級）												1	1																							
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）																			2																	
282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）																			1																	
183	工場板金（1級）																																				
283	工場板金（2級）																																				
184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）										2																										
284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）									1																											
185	板金・板金工・打出し板金（1級）																																				
285	板金・板金工・打出し板金（2級）																																				
186	かわらぶき・スレート施工（1級）								2																												
286	かわらぶき・スレート施工（2級）								1																												
187	ガラス施工（1級）																																				
287	ガラス施工（2級）																																				
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																																				
288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																																				
189	建築塗装・建築塗装工（1級）																																				
289	建築塗装・建築塗装工（2級）																																				

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。

【経審】業種別技術職員コード表

コード	業種別	建設業の種類																																				
		土	Pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解					
190	金属塗装・金属塗装工（1級）																			2																		
290	金属塗装・金属塗装工（2級）																			1																		
191	噴霧塗装（1級）																			2																		
291	噴霧塗装（2級）																			1																		
167	路面標示施工																			2																		
192	畳製作・畳工（1級）																					2																
292	畳製作・畳工（2級）																					1																
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																					2																
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）																					1																
194	熱絶縁施工（1級）																							2														
294	熱絶縁施工（2級）																							1														
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																																	2				
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																																	1				
196	造園（1級）																									2												
296	造園（2級）																										1											
197	防水施工（1級）																					2																
297	防水施工（2級）																					1																
198	さく井（1級）																																	2				
298	さく井（2級）																																	1				
061	地すべり防止工事																																					
040	基礎くい工事																																					
062	建築設備士																																					
063	計装																																					
060	解体工事																																					2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード111~98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

備考

・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。